

弁護士が解説!! 「ビジネスに必要な商品名・表示についての法律知識」④

「そのとき」知財は使えますか？

～権利行使しやすい知的財産とは～

御社が特許や商標などの知的財産を出願する場合、それは何のために行われますか？

もし「他社にマネされないため」でしたら、実際に模倣品が出回ったとき、裁判、差し止め請求、調停など、実際の権利行使は大変！なんて思いしたくないですね。さらに国内はもとより、外国での権利行使になると、費用も期間もかかることが想定されます。

この点、技術内容を解釈する必要がある「特許権」よりも、一目瞭然のマークである「商標権」のほうが権利行使しやすい、とされています。

本セミナーでは「商標(表示法)の権利行使」についての確認と「外国における権利行使(特許等と比べて)」について、専門家がわかりやすく解説します！

★講師は 藤田 典彦先生（藤田特許法律事務所：弁護士・弁理士）です。

◆日時 平成29年12月15日（金） 18:30～20:00（セミナー） 20:00～21:00（交流会）
※交流会は会費1,000円/人

◆場所 ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO） 北館3階 309号室
東大阪市荒本北1-4-17（近鉄けいはんな線「荒本駅」下車5分）

◆申込 「インターネット」または「FAX」
※インターネットは、MOBIOホームページにアクセスしてください ※FAXは下記申込書に記載してください

◆お問い合わせ ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）
（担当：山崎、山根）TEL：06（6748）1052

MOBIO
<http://www.m-osaka.com>

検索

から「MOBIO Cafe 開催案内」をご覧ください

参加申込書（FAX06-6748-1062）※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所	〒		
交流会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は 20:00 より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。（会費おひとり様 1,000 円）

※ 本セミナー参加申込にかかる個人情報は、主催者間で共有させていただきます。また、本申込に記載された個人情報につきましては、本セミナーの運営および各種セミナー等の案内に利用させていただきます。